

議案第 六 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の
規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和四十九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町
条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「七〇〇〇円」を「八一〇〇円」に、「一〇三〇〇円」を「一一二〇〇円」
に、「七八〇〇〇円」を「九〇〇〇〇円」に、「六六〇〇〇円」を「七五六〇〇円」
に、「二八〇〇円」を「三一〇〇円」に、「三六〇〇円」を「四三〇〇円」に改め、
同表の選挙管理委員会委員長の項中「三〇〇〇円」を「三三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。